

平成 30 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 12 月 12 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 12 月 12 日 午前 8 時 58 分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第 71 号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 72 号 可児市教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 73 号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第 2 号 「後期高齢者の医療の窓口負担見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書採択に関する陳情

陳情第 3 号 保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善にむけて国に対し意見書提出を求める陳情

事前質疑

1. 全国学力・学習状況調査の中学校英語「話すこと」調査に向けて

報告事項

1. 地域福祉計画の改定について
2. 自殺対策行動計画の策定について
3. 健康づくり計画の策定について
4. 史跡美濃金山城跡整備基本計画の策定について
5. 学校給食センターの P F I 事業について

協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて

5. 出席委員 (6名)

副委員長	勝野正規	委員	林則夫
委員	富田牧子	委員	山田喜弘
委員	川合敏己	委員	天羽良明

6. 欠席委員 (1名)

委員長 田原理香

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	吉田隆司	教育委員会事務局長	村瀬雅也
こども健康部長	井上さよ子	高齢福祉課長	大澤勇雄
福祉支援課長	宮崎卓也	こども課長	河地直樹
健康増進課長	小栗正好	教育総務課長	細野雅央
学校教育課長	三品芳則	文化財課長	川合俊
学校給食センター所長	玉野貴裕	福祉支援課 障がい福祉係長	金子嘉明

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田上元一	議会事務局 議会総務課長	梅田浩二
議会事務局 書記	服部賢介	議会事務局 書記	山口紀子

○副委員長（勝野正規君） おはようございます。

定刻前ではございますが、皆さんおそろいになられましたので、これより教育福祉委員会を開催いたします。

なお、本日委員長の田原委員におかれましては欠席の届けが出ておりますので、その職務の代行を副委員長の私がとり行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは早速協議事項に入ります。

発言される方は、それぞれ委員長の許可を得てからお願いいたします。

初めに、議案第 71 号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（細野雅央君） それでは、おはようございます。

説明をさせていただきます。

資料ナンバー 1、議案書の 31 ページをお開きください。あわせまして資料ナンバー 4 の提出議案説明書の 4 ページと平成 30 年 12 月 12 日教育福祉委員会資料ナンバー 1 をごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、文化財の保護に関する事務は教育委員会の所管とされておりますが、今般、同法の一部が改正されまして、来年 4 月からは条例に規定することで文化財の保護に関することにつきましても地方公共団体の長が管理し、及び執行することができるようになりました。

これを受けまして、既に議会全員協議会などで御説明してきたとおり、文化財の保護を含めた文化行政につきましても、文化財の保護を文化行政全体としての一体性や、まちづくりなどに関する事務との関連性を考慮することで、文化財の保護に関する業務を市長が管理し、及び執行することといたしました。これによりまして、教育委員会は学校教育に関する事務に注力できるようになります。

本件は、可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例において規定してある、市長が管理し、及び執行する業務に文化財の保護に関する事務を含めるよう条文を改めるものでございます。

施行日は来年 4 月 1 日でございます。

なお、附則で文化財の保護に関する事務手続の経過措置を設けるとともに、可児市文化財の保護に関する条例を一部改正いたしまして、教育委員会が管理・執行していた文化財の保護に関する事務を市長が管理・執行するという表記に改めるものでございます。

また、目次を設けますとともに、過去の改正において、条を加えたことで第何条の 2 とか第何条の 3 というような書き方になっている表記を改めまして、全て第何条という書き方に改めまして、よりわかりやすい表記に改めることといたしました。

なお、本件条例改正に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条 2

項の規定によりまして、11月29日付で可児市議会から教育委員会に対する意見聴取の文書を受理いたしましたので、同日の午後に臨時の教育委員会会議を開催し、本件条例改正案については異議がない旨の議決を得まして、本日の委員会にお配りした資料1のとおり、12月3日付で議長宛てにその旨を回答したところでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

これより議案第71号に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないようでございますので、これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それではこれにて討論を終了いたします。

これより議案第71号 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第71号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 可児市教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（細野雅央君） それでは、同じく資料ナンバー1、議案書の42ページをお願いいたします。あわせて、資料ナンバー4、提出議案説明書の4ページもごらんください。

市のファシリティーマネジメント方針に基づきまして、公共施設の集約化に向けた取り組みの一環といたしまして、総合会館分室を総合会館に集約することになったことは既に御承知のことかと思っております。この作業に伴いまして、可児市教育研究所につきましても、分室から総合会館に移転することになりますので、条例に規定してあります住所地を改正するものでございます。

施行日は、教育委員会が規則で定める日としておりまして、現時点におきましては来年の5月7日を予定しているところでございます。

説明は以上です。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

議案第72号に対する質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。
続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第 72 号 可児市教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 72 号 可児市教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 73 号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（河地直樹君） よろしく申し上げます。

資料番号 1 番、議案書 43 ページ及び提出議案説明書 4 ページをお願いいたします。

当議案は、学校教育法並びに国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に関して改正するものでございます。

改正の 1 点目が、資格要件を学校教育法の教諭となる資格を有する者としていたものを、教育職員免許法の免許状を有する者とするものでございます。免許状を要件とすることで、更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするものでございます。

2 点目が、5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたものを資格要件に追加するものでございます。これにより、高校を卒業されていなくても、放課後児童健全育成事業への 5 年以上の従事で資格要件の対象とすることができるものでございます。

3 点目が、学校教育法の一部改正により、大学制度に新たに専門職大学が設けられたことに伴い、資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものでございます。

なお、施行日は、第 1 条は公布の日とし、第 2 条については学校教育法の改正にあわせ、平成 31 年 4 月 1 日としております。以上です。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

これより議案第 73 号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 3 番目の要件のところ、専門職大学の前期課程を修了した者を追加するという話でしたが、ここでいう専門職大学とはどのような大学を指すのか、ちょっと教えていただきたいです。

○こども課長（河地直樹君） 新たに設けられたもので、専門の職業員を養成するという目的で設置される大学というふうに聞いております。

対象としては、大学生というよりも職業人として専門職を高めるということで大学を設置するというので、前期2年または3年と、後期2年、1年というふうで区分して、卒業されるというふうになっております。以上です。

○委員（富田牧子君） どこでも専門職大学というのは、実はほかのところでも出てくるので、ここでいうキッズクラブの支援員の専門職大学というのは、例えば保育者養成大学とか、何かどういふふうな名前なんですかということなんです。専門職大学と言われてもちょっとわからないところがあるので、例えばこういう名前のところとか、わかったら教えてください。

○こども課長（河地直樹君） 申請認可が文部科学省のほうで行われていまして、現在認可がされて平成31年4月に開校予定というものが、分野でいきますと動物看護に関するもの、それからファッション関係に関するものですね。あと、リハビリテーションという分野について専門職大学が平成31年4月に開設について認可されているというふうになっております。

それから、あと今後予定として考えているというのがアニメーションとか、あと観光芸術とか農林関係ということについても専門職大学を設置するというので検討されている法人があるということです。以上です。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

質疑はよろしいですか。

○委員（富田牧子君） ということは、ここには一応うたってあるけれど、まだ該当する専門職大学は一応ないということですね。キッズクラブに関しては。

○こども課長（河地直樹君） 条例にありますように、心理学とか社会学というジャンルがありますので、そちらに該当する大学があれば資格要件として認めていくということになります。

○副委員長（勝野正規君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（川合敏己君） 放課後児童健全育成事業に従事した者、5年以上ということで、この件については、基本的には従事する日数等々はあると思うんですけども、そういった関係もあって、市長が適当と認めた者とするということが追加されているのか、その点をちょっとお聞かせいただけますか。

○こども課長（河地直樹君） 5年間だけではなくて、5年間を適正に職務を遂行できたかということ判断して資格要件を認めるということで、市長が認めた者というのがついていてということでございます。

○委員（川合敏己君） 5年間という期間、日数等々については特に決めはないというふう理解してよろしいですか。

○こども課長（河地直樹君） 1年間でやってトータルで5年間ですので、例えばどこかで、可児市以外で2年間やってみえて、可児市で3年間やればトータルで5年間ですので、日数というか、年数で5年間ということですので、常勤で5年間ですので、例えば夏休みだけ、1年間登録はしていたけれども、夏休みだけ勤めたということは、それは1年とカウントし

ないとかいうふうで、常勤を原則として5年間というふうに考えております。

○副委員長（勝野正規君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 10条の3の4の教職員免許法の第4条に規定する免許状を有する者ということで、議案説明書のほうでは、教育免許の更新の有無にかかわらず取得した者を対象とするということで、この点についてもう一度説明いただきたい。とりあえず教員の免許を過去に取ったらなれるということによろしかったですか。

○こども課長（河地直樹君） そのとおりで、今までは更新して教員になれるという方しか資格はないよということでしたけれども、今おっしゃられたとおり、免許状を持ってみえれば、更新はしていなくても資格要件として認めるということでございます。

○副委員長（勝野正規君） そのほか質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もございませんので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第73号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第73号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

そのようにさせていただきます。

次に、陳情第2号 「後期高齢者の医療の窓口負担見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択に関する陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 聞きおきでいいと思います。

理由としては、ここに陳情のところの陳情の趣旨として、骨太の方針2018では、世代間の公平や制度の持続性の確保の観点から、後期高齢者の窓口のあり方について検討をするというふうに、ここでは載せてあります。

ただ、その前についている文章としては、少し読ませてもらうと、高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、能力に応じた負担を求めるとを検討する。それから、国からの団塊の世代が後期高齢者入りするまでにということで、後期高齢者が75歳になるのは2022年ということですのでそれまでに検討するというようなことになっていきますので、そういうことを踏まえて当委員会としてはそれを注視しながら、今回は聞きおきでいいのではないかとこのように考えております。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

そのほか、意見ございましたら。

〔「なし」の声あり〕

それでは、陳情第2号については教育福祉委員会としては聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第3号 保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善にむけて国に対し意見書提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） これについても、私は聞きおきでいいというふうに思っております。

公定価格については、現在処遇改善等加算として職員の平均勤続年数や経験年数、キャリアアップの取り組みに応じた加算も今しているところでございます。そういうことも踏まえて、職員の配置基準、一部はありますけれども、昭和23年ですかね、古くから変わっていないという部分もあるかと思っておりますけれども、改めて適正な職員配置がどういうものなのか、またそれについては調査研究もする必要もあると思っておりますので、今回はこの意見書の提出については聞きおきでいいというふうに考えております。

○副委員長（勝野正規君） そのほか御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、それでは陳情第3号については教育福祉委員会は聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本委員会の審査案件は終了いたしました。

続きまして、事前質疑、全国学力・学習状況調査の中学校英語「話すこと」調査に向けてを議題といたします。

質問者である山田喜弘委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 平成31年度の全国学力・学習状況調査の中学校英語「話すこと」調査に向けて、本市の対応状況についての説明を求めたいと思います。

○学校教育課長（三品芳則君） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

平成 31 年度全国学力・学習状況調査において、中学校の英語における話すことに関する調査が行われますけれども、文部科学省の通知文書によりますと、各学校のコンピューター教室等の PC 端末や、USB ヘッドセット等を活用した音声録音方式によって行われます。

調査の所要時間は、セット 1 人当たり 10 分から 15 分程度、同一学級の生徒を一斉に調査を行う。また、9 学級以下の学校であれば、対象学年の生徒全員が 3 時間以内で終われるような設定になっております。

現在のところ、可児市の学校規模でも十分調査が可能かと考えられますが、テスト用紙がないことであるとか、録音による調査のため、また生徒にとっても初めての体験であることもあって混乱することなども予想をされます。慎重に検討を行う必要がございます。

来年 1 月には、文部科学省による各都道府県教育委員会等の担当者を対象とした地域別説明会が開催される予定でございますので、その説明会の内容を吟味しながら可児市の中学校で本当に実現可能なのかを検討していく予定でございます。以上でございます。

○副委員長（勝野正規君） 質疑は。

○委員（山田喜弘君） そうすると、これに参加するかどうかはどの時点ではっきりするんでしょうか。

○学校教育課長（三品芳則君） まだ今現在岐阜県教育委員会のほうからは届いておりませんが、参加意向調査というものがこの 12 月中旬に行われる予定です。

それには、当然、参加意向、参加をする予定でお答えする予定ではありますけれども、1 月の説明会を待って具体的な検討をしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（勝野正規君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関して終了いたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 21 分

再開 午前 9 時 28 分

○副委員長（勝野正規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

報告事項 1. 地域福祉計画の改定についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） 資料番号 3 をお願いいたします。

第 3 期可児市地域福祉計画（案）について説明をさせていただきます。

まず、2 ページをお願いいたします。

地域福祉計画は、平成 26 年から第 2 期計画を定め、4 つの基本目標に沿って地域福祉の充実に努めてまいりました。

国は、今後地域福祉に高齢者・障がい者・子供などが地域で包括的に支援される地域共生社会の実現を求めています。このために、平成 26 年 9 月には地域包括ケアシステムの強

化のための介護保険法等の一部の改正をする法律に基づいて社会福祉法も改正されました。

地域共生社会の実現を含む、今回は第3期の地域福祉計画を定めます。

また、2番の地域福祉活動計画と連携して策定する目的というところがございますが、市の定める地域福祉計画は社会福祉協議会が策定する地域福祉活動の具体的な内容を定める地域福祉活動計画と車の両輪の関係であり、社会福祉協議会と連携して地域の福祉に進めてまいります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページには、国の地域福祉にかかわる方向性というところで、国は平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置いたしました。地域の住民が支え手・受け手という関係を超えて、世代や分野を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画して、丸ごとつながることで地域共生社会の実現を示すことが示されました。

下の図のように示してありますが、厚生労働省からは計画策定のガイドラインにおいて今回の地域福祉計画に反映させる高齢者・障がい者、児童の福祉において共通して取り組むべきことの事項が示されております。

4ページには、計画の各計画との関係性を示してございます。

5ページをお願いいたします。計画の策定期間でございます。

計画は、平成31年度から平成35年度までの5年間でございます。

計画の策定体制としましては、5月に可児市の地域福祉策定委員会を設置いたしまして、市民公募委員を含む19名の委員によりこれまで5回の委員会を開催し、ワークショップを行ってまいりました。その間には、活動者のアンケート、また自治会役員経験者、民生委員、地域福祉協力者等にアンケートを配付いたしまして、682通のうち回収率は71.1%でございました。

8月には、ボランティア団体のヒアリングを行いました。また、関係各課のヒアリングを行い、今回この委員会に案を提示させていただいております。

また、来年1月10日から31日までパブリックコメントを実施し、市民の意見を募集いたします。その後、意見に基づいて大体6回の策定委員会を開催し、成案を取りまとめ、答申とする予定でございます。

7ページをお願いいたします。

7ページには、第2期計画の評価ということで、4つの基本目標による施策の体系を示しております。

8ページには、数値目標の達成の状況を書いております。

9ページをお願いいたします。

9ページについては、第2期計画の毎年施策ごとに評価を実施しており、平成29年度に評価として、「遅延」というCと評価されたものは3つでございました。

ちょっと飛びまして、11ページをお願いいたします。

11ページには、第2期計画の策定委員による市地域福祉推進協議会を毎年開催しており、

平成 29 年度の会議では、第 3 期への意見として 4 つの項目について意見がありました。

1 番には、地域包括ケアシステムの推進、2 番目に地区社会福祉協議会の活動について、また 3 番目にはボランティアの育成と活動の推進について、4 番目には権利擁護の推進についてということでございました。

この項目については、第 3 期計画において重点事項として取り組みを行うことといたします。

13 ページをお願いいたします。

13 ページには、基本理念でございます。

基本理念については、「私もつくる みんなで支える 安気なまち 可児」といたしました。

14 ページには、施策の体系でございます。

これは第 2 期計画を踏襲しておりますが、この下に地域包括ケアシステムの展開による地域共生社会の実現ということで、こういった地域包括ケアシステムの仕組みが全般に係ってまいります。

15 ページをお願いいたします。

15 ページには、4 つの基本目標として、1 番目には地域の組織の活動の活性化です。2 番目には福祉教育とボランティア活動の推進、3 番目には福祉サービスの利用の促進、4 番目には安心、安全な地域づくりの推進ということでございます。

16 ページには、計画策定のポイントでございます。

先ほど申し上げたように、地域共生社会については地域包括ケアシステムをより強化して実施していくということと、それから中段に書いてございますが、この 2 期計画の中でも 14 地区の自治連合単位で地域福祉懇話会を開催してまいりましたが、今後は地域の日常的生活課題を回る組織としてこの今の地域福祉懇話会を将来的には、包括ケアシステムで申し上げると第 2 層協議体と、小学校とか中学校単位の協議体というような形で情報の共有、また課題の解決に向けた検討という母体に向き上げていきたいというところでございます。

19 ページへちょっと飛んでいただきまして、19 ページは基本目標の 1 として、地域の組織と活動の活性化でございます。

20 ページには、重点として身近な地域での福祉の活動の支援ということで、これは先ほど申し上げた地域福祉懇話会のことが書いてございます。

21 ページをお願いいたします。

21 ページには、重点を置く取り組みとしましては、地域活動を通じた人材の発掘ということで、人材の育成も含めてございます。

それと、22 ページには、この地域包括ケアシステムの深化ということに重点を置かせていただいております。

少し飛んでいただきまして、27 ページを見ていただきたいと思います。

これは基本目標の 2 の中でございますが、この中でボランティアの育成ということで 27

ページ、28 ページにおいてはボランティアの育成が重点として書いてございます。

またちょっと飛んでいただきまして、31 ページ、32 ページをお願いいたします。

こちらについて、重点としては相談支援体制の充実、また高齢者を孤立させない仕組みというような形で重点をとらせていただいております。

続きまして、ちょっと飛んでいただきまして、35 ページ、36 ページをお願いいたします。

36 ページに権利擁護、成年後見制度、こういったものが、今後平成 33 年までには成年後見利用促進法の市町村計画を定める必要がございますし、後見の中核機関とかそういったものを設置するということが重点となってまいります。

44 ページへちょっと飛んでいただきまして、今までの計画の中のそれぞれの各基本目標ごとの数値目標でございます。

これについては、基本目標 1 については生活支援サービスの実施、それから基本目標 2 については地域支え合いポイント制度の登録者、基本目標の 3 においては包括的な相談支援を提供できる体制の整備ということ、それから基本目標 4 については地域防災リーダーの養成講座の受講者というような形で数値の目標を設定しております。

45 ページをお願いいたします。

45 ページにおいては、推進体制といたしまして、この策定委員会のメンバーということになります、地域福祉推進会議ということでこれを今年平成 31 年度から開催いたしまして、プラン・ドゥー・チェック・アクションのサイクルで計画の進捗を図ってまいります。

計画については、先ほど申し上げたとおり、今後パブリックコメントを経て平成 31 年度からのものとなります。

以上でございますが、簡単ですが、第 3 期可児市地域福祉計画の説明を終わらせていただきます。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

これより質疑を許します。

○委員（富田牧子君） まず、生活支援コーディネーターを置くということですが、今 1 人しか見えないわけですよね。それをどの単位までちゃんと置くか、そして生活支援コーディネーターはやっぱり資格を持っていないと、どの資格とは言いませんけど、それらしく福祉にやっぱり造詣が深くないと、とてもコーディネーターというふうにはなれないと思うんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） 今、生活支援コーディネーターについては、東部包括に 1 名というような形で置かせていただいております。

やはり生活支援コーディネーターは今東部に置いてございますので、せめてもうあと 1 人というか、まずは西部のほうの担当をしてもらえる方をお願いしたいということは考えております。

また、この生活支援コーディネーターについては、やはり地域の福祉の実情に詳しい方を、これは資格については社会福祉士とかそういった資格を持っておみえになれば一番よろしい

のしょうけれど、そういった資格にとられることはございませんので、今後また生活支援コーディネーターはふやしてまいりたいと思っております。

それで、やはりそれについては地域の福祉の実情に詳しい方で、やはり地域に根づいた方を人選していきたいということを考えております。

○委員（富田牧子君） それで、今東部に1人ということで西部にもと言われましたけれども、この人たちはどこに見えるんですか。地域包括支援センターに見えるの、どういうふうなんでしょうか。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） 生活支援コーディネーターは地域包括支援センターにという決めはございませんので、やはりその地域の実情に詳しい方で、人を見て人選せよということがマニュアルには書いてございますので、そこら辺は具体的に申し上げるといろんな活動をされてみえる方がお見えになるので、そういった方も候補の対象にしていてもいいのかなとは思っております。

○副委員長（勝野正規君） 今はどこにいるかという。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） 今は地域包括支援センターの方がお一人担っていただいているということですが、これについては資格にとられる必要がないということを先ほど申し上げましたけれど、地域の実情に詳しい方を人選すべきということで厚生労働省のほうのマニュアルには示してございます。

○委員（富田牧子君） その生活支援コーディネーターにはきちんと報酬はあるわけですか。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） はい。一応、介護保険の中から報酬が出る仕組みになっておりまして、その金額は第1層とか第2層というようなことで金額が変わってまいりますので、その部分もこれは介護保険の特別会計のほうから支出するということになりますので、そこはやはりどういう費用にするのかとか、金額についてもまた検討していきたいと思っております。

○副委員長（勝野正規君） ほかに質疑は。

○委員（富田牧子君） それで、今回の計画の中で大変気になっていることは、共生型サービスについてなんですけど、例えば35ページのところで、47で新規で共生型サービスの推進というのがありますけれども、もともと障がい者とそれから高齢者は違うというふうに思うんですね。見た目は同じように、どこか悪いのかもしれませんが、高齢の方は大変失礼ですけど、もうあとわずかという、期間的にね、時間が。でも、障がい者って本当に小さい子供からずっとお年寄りまで幅広く年齢があって、それぞれの課題というのがやっぱり自立に向けての課題にどう対応していくかということで、例えばうちの子供の施設なんかではきちっと計画があって、この人にはこういうことをやってもらうというふうにありますけど、こんなふうな共生型サービスで高齢者も障がい者も一緒にサービスを受けましょうなんていうことになったら、本当にそのサービスの中でその人たちが本当に発達していける、そういうふうなサービスのあり方というか、発達支援のサービスができるのかそこが非常に疑問なんですけど、どうなんですかね、そこら辺とか。

○高齡福祉課長（大澤勇雄君） 今回の包括ケアシステムの法改正においては、そういった共生型サービスというようなことで打ち出しはされておりますけれど、私どももそういった仕組みが本当に今後どういう形で現場で回っていくのかということは實際上これから動き出していくわけなんですけど、そこは危惧している部分と、やはりこれまでも生活の困窮された方とかそういった障がいを持った方についてはいろんな施策をあわせながら提供していきたいということで、いろんなケア会議も含めて個別のケア会議もあわせながらやってまいりました。

それで、そこら辺が一番その方に即した状況が生み出せられるように努力をしていきたいとは思っております。

○副委員長（勝野正規君） ほか。

○委員（富田牧子君） していきたいと思っておりますということで、こういうふうなことを実施するような事業所をふやしていきたいというふうなことですか。

この前聞いたときは、名前を出しますと、ごきげんさんがそうだというふうに言われたんですね。そうすると、本当に一生懸命やってみえるのはよくわかっていますし、それからお泊まりデイとかやっているのも知っていますけど、あれがそういう形で共生型のサービスだと言われると、私としてはやっぱり本当に障がい者の人にそれが役立つというか、そこは非常に疑問です。

それで、いろんな高齢者のためにサービスをやっているところは、それはそれで非常に一生懸命やっという感じがします。だけど、そのサービスがそのまま障がい者が使えるかということではないということ、特に障がい者はまだ発展途上だということで、いろいろ課題もあってそれを達成するためにどういう支援をしていくのかということを考えていただかなきゃいけないわけで、ぜひそのことを忘れないでやっていただきたいというふうに思うんですけど。

○高齡福祉課長（大澤勇雄君） 去年は障がい者の施設が新たに2つぐらいオープンいたしまして、先日もちょっと若干その施設には訪れて状況とかは拝見させていただいて、グループホームとかそういうところもちょっと見せていただいたりはしました。

それで、片一方の施設は製麺をやると言っていましたので、それでやっという前も今の市役所のロビーで麺が売られていまして、そういうことが施設の中でできていくということがこれからの可児市にとって非常にいいことだと思っております。

それで、またその人たちは大きくなって高齢になると、そこでいろんなグループホームに住まうことができなくなって介護が必要になったりとか、医療が必要になったりとかしますので、そこは私どもも気にしながらというか、十分気持ちを込めて見ていきたいと思っております。

○副委員長（勝野正規君） ほか、よろしいですか。

○委員（富田牧子君） 済みません、2ページのこの絵なんですけど、これ、車の両輪というつもりだと思いますけど、全然つながっていないし、あちこちばらばらに転がっていくとい

うこともあるんで、余りふさわしいカットではないと思うんですけど。

普通は軸でつながっていきや両輪が一緒に行くというふうにはならないと思うので、これはちょっとやめていただいたほうがいいんじゃないでしょうか、このカットは。

○高齡福祉課長（大澤勇雄君） 前は軸でつながっていたところもありましたけれど、ちょっと絵がもうちょっとましというか、この両輪ということをお願いがためにこういったカットを使わせていただいておりますけれど、できるだけまたこのちぐはぐな方向に行かないよということも委員から御指摘がありましたので、このカットについてはできれば使いたいところで、軸をつながせていただくというような形をお願いできればと思っております。

○副委員長（勝野正規君） ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、私のほうから。

27 ページの上段の 29、新規のほうですけれども、岐阜医療科学大学との連携という中で出前講座による講師の派遣というのは、新規の学校で来て、教授、准教授なり忙しいと思うんですけども、そういう確信みたいなものがあるかということと、出前講座はどういうところへ行かれるんですか。

○高齡福祉課長（大澤勇雄君） 岐阜医療科学大学とは先般も打ち合わせをいたしまして、学部長と副学長も来ていただきまして、今のこども健康部とそれから福祉部というような形でお話をさせていただきまして。

その中で、関市でもこういった出前講座をもうやっておりますよというお話でしたので、その関市で行ってみえる講座のリストをいただきまして、平成 31 年度からもこういった講座を御希望のところには提供できますよというお話でございましたので、私どもも平成 31 年度からこういった講座の中で提供できる部分については地域の方にお知らせをして、講座を広めてまいりたいと思っております。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

もう一点お願いします。44 ページ、数値目標の設定のところ、基本目標 2. 地域支え合いポイント制度登録者数 1,700 人から 2,700 人という、基本目標なのでいいんですけども、1,000 人増加させるということ、今結構頭打ちかなと個人的には思っていますけれども、どのように考えて 1,000 人増という考えを出されましたか。

○高齡福祉課長（大澤勇雄君） この支え合いポイントもどちらかというと始まって間もないところでございますので、余りにたくさんに広めていくというのはなかなか難しいところもあるかなというところで、3分の1程度はふやしていきたいということでこういった 1,000 人増というような数値にしておりますけれど、私どものいろんなサポーターとか認知症サポーター養成講座においても、それを手伝ってくれる方とかにもそういうポイントがつくといいなというような形で、そういったことも広めながらこのポイント制度についてはふやしてまいりたいということで設定をさせていただきました。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

ほか、質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項 2. 自殺対策行動計画の策定についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） 資料ナンバー 4 をごらんください。

今年度策定中の可児市生きるための包括的支援行動計画のパブリックコメントを実施するに当たりまして、計画案の御説明をさせていただきます。

この計画は、平成 28 年に自殺対策基本法が改正されまして、自殺対策についての市町村計画の策定がその中で義務化されたことに基づき策定するものでございます。

なお、本市におきましては、計画策定に先立ちまして平成 29 年に自殺対策行動指針を策定しておりまして、今回はこの指針をベースといたしまして本年 9 月に市役所各課、その他関係機関における自殺予防対策の棚卸しなどを実施いたしまして、基本的な支援策などを定めております。

まず、1 ページの前のページをごらんになっていただいて、計画の名称についてでございますが、自殺対策は一般的に生活困窮や鬱病などの生きることの阻害要因を取り除くための支援と考える傾向がございまして、福祉分野の支援者以外がかかわりにくいものと捉えがちでございます。

一方で、ワーク・ライフ・バランスの推進や居場所づくりなどの生きることの促進要因による支援によりまして自殺のリスクを抱えにくくするということが非常に重要な取り組みで、福祉分野以外の人たちのかかわりも必要となります。

本市では、このような視点に基づいて自殺対策につながるさまざまな取り組みを生きるための包括的な支援として捉えまして、関係機関などと連携して包括的にこれを進めていきますよう、単に自殺対策行動計画とはしないで生きるための包括的支援行動計画というふうに命名しております。

2 ページをごらんになっていただきまして、計画の趣旨でございますが、下に示しました図の自殺の危機経路にありますように、自殺はその多くがさまざまな社会的要因が絡み合います。これらの負の連鎖によって心理的に追い込まれた末の結果というふうに言えます。

したがって、自殺対策についてはある特定の窓口だけでは解決できず、複数の関係機関が連携して支援を行うということが求められております。

このような包括的な自殺対策を生きるための包括的な支援として捉えまして、本計画において基本的な方向性を定めて関係機関などと共同して取り組みを進めていくというものでございます。

計画の期間については、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間というふうにいたします。

次に、7 ページ以降をごらんいただきまして、7 ページ以降ですが、可児市における自殺

の現状でございます。

8ページのほうを見ていただきますと、上段の可児市の男女別自殺者数の推移でございますが、年間平均して20人ほどの自殺者がございます。平成25年からは年々減少傾向とはなっております。

それから、9ページの上の表ですが、本市における最近数年の年代別の死因を示した表でございます。それで、自殺については20歳代、30歳代が1位、それから10歳代が2位というふうになっております。それから、下のグラフでございますが、自殺死亡率。これは人口10万人当たりの自殺者数でございますが、その推移でございますが、可児市の母数が少ないため単純に率で比較できない面もございますけれども、全国・岐阜県と比較しておおむね低い傾向にはあると思われまます。

それから、10ページの年代別の自殺者の割合を見ますと、全国と比較して70代、80代の高齢者の割合が多いというグラフになっております。

また、12ページのほうでございます。12ページ、東海地区の類似団体。これは、各務原市など7市でございますが、類似団体との比較におきましては、可児市はこの80歳以上の高齢男性の自殺率というのが高くなっているというものでございます。

それから、16ページのほうへ飛びまして、16ページの下の方ですね。本市の主な自殺の特徴を見ていただきますと、自殺者数の上位は60歳以上の高齢者が占めております。背景にある主な自殺の危険経路が複数の要因をたどっているということが、表の右側ですが示されております。

このように、危険経路が複数の要因をたどっているため、自殺実態白書2013によりますと、専門機関と相談したにもかかわらずその背後にあるさまざまな問題を見逃したり、他分野との連携が不十分なため、有効な援助につながっていない可能性があるということも指摘されております。

それから、18ページでございますが、可児市健康づくりに関するアンケート調査結果でございます。

心配があるときの相談先として、家族、友人のほか、相談しないというのが多くございます。

それで、19ページ上段の表をごらんになっていただきますと、男女別で見ると特に男性において相談しない人が多いということで、男性については悩みを抱え込む傾向が強い結果というふうになっております。

それから、20ページでございます。

こうした現状や本市の重点方針から、自殺リスクの高い3つの対象群をこの計画における優先すべき対象者というふうにしております。

1つ目は、自殺者数が多いということで高齢者、2つ目は、自殺が死因の上位となっている子供・若者。それから、3つ目は妊産婦としておりますのは、国立成育医療センターなどの調査による平成27年から平成28年にかけての妊産婦の死因では死亡者357人中102人が

自殺であるというデータなどがございまして、こういうことから産後鬱への支援が重要な課題であると考えられるため、3つ目を妊産婦としておるものがございます。

それから、23 ページに移ります。

まず1つ、自殺はその多くが追い込まれた末の死であること、(2)誰にでも起こり得る身近な問題であること、(3)その多くが防ぐことのできる社会的な問題であること、(4)自殺を防ぐことは地域全体の役割であることという自殺対策の考え方に基つきまして、24 ページのほう、囲いですが、「気づき、つながぎ、誰も自殺に追い込まれないまち可児」を基本理念といたします。

それから、同じ24 ページの基本方針。

基本方針につきましては、これは国の自殺総合対策大綱により示されています5つの基本方針を掲載しております。

1つ目は、生きることの包括的支援、2つ目は、関連分野の有機的な連携の強化、3つ目は、対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動、4つ目は、実践と啓発を両輪とした推進、それから5つ目は、関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進ということ掲げて、大綱に沿いました総合的な自殺対策を推進してまいります。

それから、28 ページでございます。計画の数値目標です。

国におきましては、平成38年までに平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させるということを目指しております。本市では、誰も自殺に追い込まれることのないという地域づくりを目指しますが、当面の目標といたしましては国の方針を踏まえつつ、この表のように増減率を設定しているものがございます。

それから、30 ページからでございますが、先ほど説明いたしました優先すべき3つの対象者に自殺未遂者を加えた対象ごとに4つの重点施策を設定しております。

重点施策1は、高齢者への生きる支援ということで、自殺者の多い高齢者に対して孤立化の解消・防止のため、地域包括ケアシステムの展開などにより支援を進めていきます。

それから、重点施策2は、児童生徒のSOSの出し方に関する教育でございまして、自殺が死因の上位を占める若年層に対して、学校における教育活動の一つとして位置づけができるよう、教育委員会や学校などと連携して進めてまいります。

このSOSの出し方に関する教育と申しますのは、学校において命や暮らしの危機に直面したときに誰にどうやって助けを求めればよいかというのを学び、同時につらいとき、苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育でございまして。

それから、重点施策3は、妊産婦への産後鬱に対する支援ということで、産後鬱などの自殺のリスクが高い妊産婦に対して保健師や助産師による妊婦訪問、妊婦学級、産後ケア事業などの取り組みを進めていきます。

それから、重点施策4は、「つなぐシート」による自殺未遂者支援でございます。これは、自殺リスクが高い自殺未遂者について「つなぐシート」というものを活用いたしまして、関係機関が情報を共有して適切な支援機関へつなぐことができる仕組みを構築して運用いたし

ます。

「つなぐシート」とは、警察や救急などが自殺未遂に介入したときに自殺未遂者の本人同意の上で作成いたしまして、作成したシートを使いまして福祉支援課へ情報提供し、それから福祉支援課から適切な相談機関へつなぐということによりまして、適切な支援を連携して行うためのものがございます。

それから、33 ページ以降でございます。

33 ページ以降につきましては、基本方針に基づきまして施策を4つに分けまして、行政や関係機関がそれぞれの役割を果たすよう取り組み内容を列記しております。

時間の都合上、一つずつの説明は省略させていただきますけれども、各部署、各関係機関がそれぞれ通常業務の中で取り組んでいる支援が生きる支援、つまり自殺対策につながっていくという認識を持って窓口等で対応している方のSOSに気づいて、適切な支援機関につなぐということを強化していくということを重視しております。

なお、そのための人材育成といたしましては43 ページです。43 ページからでございますが、ゲートキーパーの養成というのを掲げておりまして、このゲートキーパーと申しますのは、ここの43 ページでございますように、自殺の危険サインに気づいて適切な支援機関につなげる役割をする人というものでございます。

それから、50 ページには推進体制を載せております。

可児市自殺対策協議会を構成する機関などを中心といたしまして、相互に緊密な連携と協力を図りながら取り組んでまいります。

なお、この今御説明しております計画案につきましては、10月、協議会のほうにも諮っております。

それから、59 ページ以降、59、60 で掲載しておりますいのちのネットワーク、可児市地域相談先一覧ですが、これにつきましては自殺のリスクのある人が抱える問題について適切な支援機関へつなぐためのツールとして利用いたします。

最後に、今後でございますが、1月10日から31日までパブリックコメントを実施いたしまして、最終的には3月末までに完成させ、4月からの運用開始を予定しております。

以上、説明を終了いたします。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑ありましたら。

○委員（富田牧子君） 済みません、可児市では80歳以上の高齢男性の自殺死亡率が高いというふうなことですけれど、失業したとかそういうことではなくて、80歳代の人というのは病気が原因で自殺されるんでしょうか、それとも貧困問題ででしょうか。どんなところでしょいか。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） おっしゃられた内容全てを含むと思うんです。

この16ページの下の方で、本市の主な自殺の特徴の中で1位男性、60歳以上、無職、同居。2位女性、60歳以上、無職、同居と、高齢者の関係が並んでいます。その右の背景に

ある主な自殺ということで、これは実は自殺するまでの危険経路には一定の規則性があるということで、自殺実態白書 2013 においてこういう規則性をちょっと当てはめたものがここに載せてあります。

それで、そういった中でこれを見ますと、失業とか退職が契機になって生活苦になって、あるいは介護の悩みがそれに重なって、それと身体疾患も重なってという複数の要因が重なったことによって自殺に追い込まれているということがございます。

それから、2位のほうも同じではないんですけど、2位の女性のほうについては身体疾患で、病苦で鬱状態になって自殺になるというような経路がございます。

これは代表的なというか、主な経路として載せてあるだけですので、実際のところはいろんな要因が重なり合って自殺に至るということでございます。

それから、14 ページの表ですね。原因・動機別自殺者数と割合。これは、実は年齢別にはなっていないんですけども、いろんな要因を1人1つずつじゃなくて、多分1人幾つかの要因がここに合計してあるんですけども、真ん中に説明がありますが、自殺統計では、遺言等の自殺を裏づける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としているということで、それによってこの数字を出しているんですけど、これによりますとやっぱり健康問題というのが非常に多いという結果は出ております。以上です。

○委員（富田牧子君）　じゃあ、それに対して、この 30 ページの重点施策の高齢者への生きる支援というのは、本当に有効な図でしょうか。

これって、いつも見るような図ですよ、はっきり言えば。それはそういうことが大事だということはわかりますけど、ほかに特効薬もないし。ですけど、もっとその高齢者に対して重点施策というなら、何かもうちょっと違ったことはないんでしょうか。

○福祉支援課長（宮崎卓也君）　今富田議員がおっしゃられたとおり、まず高齢者に関しては、やっぱり生きることの要因をふやすということが大切なんじゃないかなと。

それで、この計画においても、ここの中の生きることの阻害要因を減らす支援というものもあるんですけども、順番としては、生きることの促進要因をふやす支援というのを一番前に持ってきています。ですから、この計画においては、こういった生きることの促進要因をふやすことによって自殺に至る、そのリスクを抱えないようにするというのが一番の対策ではないかということで、高齢者についてはこういった形で施策を記載しているものでございます。

○副委員長（勝野正規君）　ほか、質疑ございませんか。

○委員（川合敏己君）　7 ページに、外国籍、外国人の居住者数の推移ということで大きくグラフ等を出していらっしゃいます。

多分、可児市の現状をここで分析されている。それが、その後の数字は日本人の自殺者数しか載っていないのか、それとも外国籍の方を分けて見るようになっているのか、ちょっとその部分をお願いいたします。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） この後のグラフ数字は外国人居住者も入っているんですけども、実際、データとしてやっぱり外国人なのかどうかというデータは出てこないし、出してもらえないので、ちょっと外国人別のデータは得られない、得られていないので、この計画の中にはちょっと掲載はできませんでした。

○副委員長（勝野正規君） ほかはよろしいでしょうか。

なければ、私のほうから。

28 ページです。自殺者数のところですけども、さっき地域福祉計画のときは、ボランティアはこんなに大丈夫と言ったんですけども、誰も自殺に追い込まないというのは、これはどこかで、平成 35 年なり平成 38 年にゼロという数値目標を立てなくていいんですか。国の指針に従っているというのはわかりますけど。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） この計画によって自殺に追い込まれる人がゼロになるようには願ってはおりますが、ただこの計画として一人でもそうした人が減らせれば計画の意義はあるというふうに思います。

それで、この計画は5年間で終わりではなくて、これからも予定では2次、3次と続いていくというふうに考えておりますので、いきなり平成 38 年でゼロになるかというところまでは、国でも 30%以上減と言っているところをゼロとしますという数字にはしておりません。

ただ、当然、この計画によってゼロになることを目指すものではございます。以上です。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

もう一点、50 ページです。この表のメンバーですけど、平成 23 年度で設置した自殺対策協議会のメンバーの構成を引き継いでやっていると思われんですけども、21 人という多くの団体を調整しながら会議をやっていくというのは非常に厳しいかと思うんですけども、このままやっていくんですね。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） この協議会自体は平成 23 年に、実はこの計画ができる前、既に平成 23 年に設置しております。そこから毎年いろいろ自殺対策について協議いただいております。

ですから、皆さんかなりデータ蓄積というか、いろいろ情報も皆さんの中で共有できておりますので、今後もこの体制で続けていきたいと思っております。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

ほかは質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

続いてやります。次に、報告事項 3. 健康づくり計画の策定についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（小栗正好君） よろしくお願いたします。

それでは、資料ナンバー 5-1 と、5-2 をお願いたします。

可児市健康づくり計画、可児市第3次健康増進計画、第3次食育推進計画について御説明をさせていただきます。

まず、資料5-1のほうの案の概要をお願いします。

1番目の健康づくり計画策定の趣旨等についてでございますが、現在の健康増進計画、そして食育推進計画の計画年度が終了しますことから、新たに計画を策定するものです。

これまでは、それぞれ個別の計画として策定してきましたが、健康づくりと食育は密接に結びついており、一体的に取り組むことでより効果的に計画推進ができると考え、2つの計画を統合したものとして策定します。

策定に当たっては、国や岐阜県の関連計画、可児市総合計画との整合性、歯と口腔の健康づくり推進条例などに基づくものとします。

計画期間におきましては、2019年度から2024年度までの6年間とします。

2番目の基本的な考え方についてでございますが、資料5-2の計画本体のほうの48ページから50ページをごらんいただきたいと思います。そのうちの50ページの計画の体系をあわせてごらんいただきたいと思います。

まず基本理念は、現在の計画と同じく「明るく・楽しく・いきいきと みんなで支える健康かに」といたします。

基本目標としては、健康的な生活習慣の実践（各種健康指標の改善）といたしまして、基本方針に3つ掲げております。

1つは、生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進、2つ目に豊かな食生活の実践、3つ目に地域で支える健康づくりとしております。

その下の健康増進計画につきましては、まず生活習慣病の発症予防と重症化予防として本市の死因の上位を占めます循環器疾患とがんへの対策を、そして健康に関する生活習慣の改善としましては、身体活動・運動、歯と口腔の健康、喫煙、飲酒、休養・こころの健康、栄養・食生活の6つの分野での改善に取り組むものとします。

食育推進計画におきましては、食でつくる健康なからだ、食で育む豊かな心、食でつながる元気な地域を取り組みの方針としております。

資料5-1のほうに戻っていただきまして、資料5-1の2ページのほうをお願いします。

あわせて、5-2の計画の本体のほうでは、52ページからの第4章、第3次健康増進計画と、それから86ページからの第5章、第3次食育推進計画となりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず第3次健康増進計画ですが、ここでのポイントは健診と生活改善になります。

先ほど説明いたしましたように、生活習慣病の発症予防と重症化予防を第一に掲げ、そして健康に関する生活習慣の改善として6つの分野での改善に取り組む内容とします。

取り組みの方針といたしましては、生活習慣病の予防では循環器疾患と糖尿病とがんへの取り組みといたしまして、特定健診受診率とがん検診受診率の向上を目指すもの、生活改善においては、身体活動・運動から栄養・食生活の6つの分野ごとにまとめていきます。

まず身体活動・運動の分野では、健康づくりにいかに運動が大切であるかの視点で、年齢を問わず行えるウォーキングの推進や、子供・若い世代からの運動推進の意識啓発を行っていきます。歯と口腔の健康においては、歯周病が生活習慣病につながることを意識して口腔機能のチェックやセルフケアの大切さの普及啓発を行っていくこと。喫煙、飲酒では、体を与える影響に関する正しい知識の普及啓発を行っていくこと。休養・こころの健康では、質のよい睡眠や休息を確保していくことや、心の不調に対して気づき、つなぐ視点で早期に相談できる環境への取り組みを盛り込みます。栄養・食生活では、食育推進計画の部分と重なる部分がありますが、ここでは3度のバランスのとれた食事の実践、そして朝食の大切さ、野菜摂取量の増加、塩分摂取量の減少などを上げ、高齢期では低栄養の予防も盛り込みます。

次に、5-1の3ページ、資料5-2の計画のほうでは、86ページからの第5章、第3次食育推進計画について説明をさせていただきます。

ここでのポイントにつきましては、健康増進計画の6つの分野のうちの栄養・食生活をもう少し広げまして、食を通じて生涯にわたる豊かな健康生活の実現や、食文化の継承、食べ物への感謝の心を育むことを目的として、食でつくる健康なからだ、食で育む豊かな心、食でつながる元気な地域の3つの分野から健康的な食習慣の実践につなげていく内容としております。

食でつくる健康なからだでは、早寝・早起き・朝御飯を推進し、朝食の欠食者を減少させること、食で育む豊かな心では、一人で食べる孤食を減らし、誰かと一緒に食べる共食の大切さを啓発していくこと、食でつながる元気な地域では、地産地消や地域の食文化継承の推進を図っていくことなどを盛り込んでいきます。

次に、4番目の健康づくり計画における重点取り組みについては、資料の5-2の98ページをあわせてごらんください。

健康づくりにおいては、第2期計画でも推進してきました「1・2・3・4で健康づくり」に2つの新たな重点項目として、今回は「しっかり歯みがき」と「しっかり睡眠」をプラスした内容として推進していきます。

一方、食育推進においては、100ページにありますように新たに「1・2・3・4で食育推進」を掲げ、さらなる啓発をしていく予定としております。

この1・2・3・4の1は、一日の始まりの朝御飯、朝食を食べること。2は、一日のうち2回は家族や仲間と食事をする事。3は、1日に350グラムの野菜を摂取すること。4は、塩分と書いて塩と読んで、4と塩をかけ合わせて減塩に取り組むことを盛り込みます。

このように、「1・2・3・4で食育推進」の啓発をしていく予定としております。

最後になりますが、計画のほうの102ページに、これまで説明しました健康づくりと食育に関して妊娠・出産期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じて健康増進と食育推進における取り組みを一覧にしております。

以上で計画の説明とさせていただきますが、今後の予定としては、1月にパブリックコメント、2月の策定委員会を経て計画を策定していきたいと思っております。以上でございます。

す。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

質疑、ございましたら。

○委員（富田牧子君） この健康推進計画の 58 ページのところ、58 ページのここはがんに関するライフステージ別の取り組みというふうにあるんですけど、この学童・思春期にがんについて知りましょうという話はいいと思うんですね。だけど、学校等でさまざまな機会でがんについて学び、これはいいです。がんから身を守る生活を実践しましょうと書いてあるんですけど、ここはちょっとどういうふうかというふうと思うんですね。

その前に、57 ページのときには、がんのリスクを高める要因として喫煙とか過剰飲酒、運動不足、肥満、野菜不足、塩分の過剰摂取、感染症がありますけれど、がんになる原因はこれだけではないということをはっきりしているので、私はこういふことで、がんから身を守る生活を実践しましょうなんてことを書くことは誤った情報を与えることになるんじゃないかと思うんですね。

それで、赤ん坊のときに例えば目のがんになる人もあるわけです。それは、じゃあ生活が悪かったからそうなったかといったら、遺伝子の中でそういうふうに組み込まれていてがんが発症したということはあるわけで、私は自分ががん患者なので、こんなふうに書かれるととても嫌なんですね。

それで、この前野呂議員の質問が何かがんについてどう教えるかという話のときに、たしか教育委員会のお答えの中では、例えばもう小学校でも親ががんということもあるので、そうするともっと配慮をしてやっぱりやらなきゃならないということで、生活態度が悪かったからがんになったのかということにつながっていくと思うんですね。だから、このがんから身を守る生活を実践しましょうなんていう言葉は削除をしていただきたいと思うんです。

それで、本当にがんについて学ぶということは大切なことなのであれですけど、このがんになる要因についてははっきりと特定はできないわけですから、私も喫煙をしておりません、過剰飲酒もしておりません、そういうふうでしたけど、やっぱりがんになってしまったので、こんなふうに書かれると大変つらいです。はっきり言って。

ここら辺はもっと気をつけて書いていただきたいと思います。

○健康増進課長（小栗正好君） 今おっしゃられたように、私どもとしては、例えば小学校へ出向き、わかりやすいチラシで防煙教室を行うなどの授業も展開しております。

そして、そのチラシの中には、親御さんにも一緒に話していただけるような機会を設けるような文言も少し盛り込んだりして、何とか家族でもそういう対策というか、取り組みをしていただけるといいなということでやっております。

ただ、今のがんから身を守る生活を実践しましょうという文言については少し、ちょっと検討させていただくことはさせていただきたいと思って、健康づくり推進協議会のほうにもいろいろ相談をして検討をしていきたいというふうに思っております。

○委員（富田牧子君） ここに、前も言ったんですけど、薬物についてのことは全然この前も

入っていないんですけど、やっぱり薬物が結構青少年期は大きな問題だということは依然としてあると思うんですけど、そこら辺に対しては何も計画の中には書かれていませんけれど、どうなんでしょうか。

○健康増進課長（小栗正好君） こちらの計画については、県の計画等とも整合性をとりながらやっております、薬物については記載はしてございません。

あと、たばこの害については啓発をしていくということで記載をさせていただいております。以上です。

○委員（富田牧子君） じゃあ、ほかのことは書かなくてもいいということですか。県が書いていないから書かないということですか。

青少年育成で結構行くと、DVDを見せてもらったりいろいろするんですが、薬物の害について大変そこではいろいろ熱心にやられておりますので、この大もとの計画の中にぜひ薬物についてやっぱり入れていただきたいというふうに思うんですけど。

○健康増進課長（小栗正好君） 薬物については、先ほど言われたように青少年の関係のほうとかいろいろ警察関係とか、いろんところでいろいろ対策をとっていただいているという観点もございます。

私どものほうとしましては、薬物は犯罪ということになりますので、それ以外の健康に関する問題をトータル的に網羅していきたいというふうで考えております。

○副委員長（勝野正規君） ほか、質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時42分

○副委員長（勝野正規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告事項4. 史跡美濃金山城跡整備基本計画の策定についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○文化財課長（川合 俊君） これから、史跡美濃金山城跡整備基本計画の策定について、資料6-1と6-2、主に資料6-1の資料を使って御説明させていただきます。

今回の整備計画の対象となる美濃金山城跡は、石垣や瓦を使用した織豊期、織田信長と豊臣秀吉の時代の城郭の特徴をよく残し、関ヶ原の合戦前後の破城の状況とともに、山城の変遷を考える上で重要な歴史資産として平成25年10月に国史跡に指定されました。

可児市教育委員会では、本史跡を適切に保存管理し、広く活用していくことを目的として、平成28年3月に史跡美濃金山城跡保存活用計画を、続いて平成29年3月にその保存活用計画に基づき、史跡整備の基本理念や基本方針等を定めた史跡美濃金山城跡整備基本構想を策定しました。

今回、これらを踏まえ、平成 29、平成 30 年度の 2 カ年をかけ、史跡全体の整備や活用のあり方を示す史跡美濃金山城跡整備基本計画の策定の準備を行っております。

なお、本整備基本計画の策定に当たっては、文化庁や岐阜県の助言を得ながら、外部の有識者をメンバーとする史跡美濃金山城跡整備委員会を設置し、現在まで 6 回開催し、協議・検討を行ってきました。

それでは、本整備基本計画の具体的な内容について御説明いたします。

資料 6-1 をごらんください。

最初に、1 の計画策定の目的などについてです。

本計画は、美濃金山城跡を適切に保存管理し、史跡が有する本質的価値を高め、それを確実に次世代に継承していくことを目的として、各種整備や活用のあり方を示すために策定するものです。

その整備の基本理念は、歴史資産としての価値を将来にわたって保存・継承する。歴史的価値を認識し、市民との協働による整備、活用を図る。憩いの場、交流の場、教育の場となるような地域づくりの拠点とするというものです。

整備の基本方針としては、1. 誇りづくり。2. 憩いと安らぎ。3. 交流・にぎわいの創出の 3 本柱で、その内容といたしましては、1 は、歴史的価値を正しく認識でき、誇りとなる場所とする。2 は、親しまれ、日常的に多くの人を訪れる場にする。3 は、市内のほかの城跡とも連携した交流の場とするというものです。

次に、2 に移ります。

本計画の対象範囲としては、原則として史跡の指定範囲とし、史跡の保存、景観保護のための史跡周辺環境整備などを行っていくこととなります。

特に、古城山の山頂部などの城郭遺構が分布する区域については、2 の図にありますように、さらにこれらの区域を 8 地区に分け、また後で 4 の事業計画のところで説明させていただくこととなりますが、区域ごとに調査・整備を進めていくこととなります。

次のページをお願いします。3 の史跡の現状と課題及び整備方法についてです。

内容については時間の関係もあり、2 のところでお話した個々の 8 つのゾーニングの区域ごとではなく、まとめて説明させていただきたいと思えます。

最初に、城郭遺構の整備については、調査研究の成果に基づいて実施し、整備を行った場合は、見学者が当時のものか後世のものかわかるように展示していくことや、礎石、石垣及び土塁など遺構の本質的価値を適切に保存管理し、来訪者がそれを体感できるような整備を行っていきます。

また、安全な見学動線の整備や景観に配慮し、発掘成果などの最新の研究成果を反映したサインの整備を行うこととします。

遺構の安全、来訪者の安全確保及び景観確保のための樹木の伐採も行っていきます。

このほか、本計画には整備の目的や方法などを市民の方に理解してもらうために発掘調査の公開やイベントの開催をすることや、兼山地内の関連文化財や他の城跡等の連携を図るこ

と、地元と連携した史跡の維持管理を行うこと、地元住民やボランティアによる案内ガイドの育成や組織づくりを行うことなどがうたわれています。

資料の次のページをお願いします。4の事業計画についてです。

事業計画としては、平成31年度（2019年度）から平成42年度（2030年度）までの12年計画で、中間点に当たる平成36年度（2024年度）に計画の見直しを行う予定としております。

事業の進め方としては、2のところでお話ししたゾーニング区域ごとに基本設計、確認調査、実施設計、整備工事、整備事業報告書の作成の順に行っていきます。また、作業用仮設道路や見学ルートの設定などについては特定の区域に限定することなく整備するものであることから、下の史跡全体の整備の中で進めていくことになります。

なお、8の米蔵跡については、他のゾーニング区域と異なり古城山の頂上部ではなく兼山の町場に位置するものですが、その整備の内容としては石垣に特化して行うものであることから、個々のゾーニング区域ではなく史跡全体の石垣整備の中であわせて行っていくこととします。

最後に、5の完成予想図です。この図は、平成42年度（2030年度）の整備完了後の予想図となります。

資料6-2のほうですけれども、65ページと67ページに実際の、これはまだコピーなんですけれども、こういった形です。最初のほうが山頂というか、頂上部の城郭部分の予想図です。それで、次のページが本丸と呼ばれる一番上の四角部分の予想図になります。

以上が、史跡美濃金山城跡整備基本計画の説明となります。

なお、一昨日に開催されました史跡美濃金山城跡整備委員会において、委員の方から内容の修正ということではなく、表現の言い回しや表現の不足などについての御指摘がございました。これらの指摘を踏まえ、若干の修正を行った上で1月10日から1月30日までのパブリックコメントへかけることといたします。

長くなりましたが、文化財課からは以上となります。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑、御意見がありましたらどうぞ。

いいですか。

○委員（林 則夫君） 課長、史跡の前に国と入れておいたほうがいいよ。国史跡にしたほうが。

ほかに県史跡、市の史跡とかあるから国と入れておいたほうがいい。

○文化財課長（川合 俊君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○副委員長（勝野正規君） ほかに質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項5. 学校給食センターのPFI事業についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（細野雅央君） それでは、説明をさせていただきます。

現在の学校給食センターにおける建物の設計、建築、維持管理、あるいは調理機器の設置、維持管理、給食の配送などの業務につきましては、P F I 事業で対応してまいりました。

P F I 事業は、契約によりまして平成 32 年 3 月で終了となります。現在、P F I 事業終了後に向けた準備に取りかかっているところでございますが、現時点におきましては、民間でできることは民間でお願いしたいというふうに考えております。

今後、進捗につきましては、議会に説明をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上です。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

この件に関しまして質疑ございましたら。

○委員（富田牧子君） 民間でできることは民間にとおっしゃいましたが、具体的な民間でできることの内容について説明ください。

○教育総務課長（細野雅央君） 現在の P F I でもほとんどが民間でやっておりますので、例えば給食の調理、配送、それから調理機器の維持管理。強いて言えば、建物そのものの修繕とかそういったものも市の職員が設計をして民間に発注をするということですので、実質的にはかなりの部分が民間で対応すると。

ただし、食材の選定とか発注、納入、あるいは栄養指導、栄養計算、そういったものは市の職員、あるいは県費負担の栄養士が対応するということになるかと思えます。

○委員（富田牧子君） そうすると、調理をやっている調理の業務のほうですね、調理師さんというか、調理をやっている方ですけど、そこも民間でということですか。

前は、公社から派遣をしていたという形だったと思うんですね。それはどうなんですか。

○教育委員会事務局長（村瀬雅也君） これ、公社も含めてもともと契約という形は委託ですので、民間委託に近い形だと思います。

それで、現在、来年度にプロポーザルをしていく方法について、委託の関係をどういった組み合わせで委託していくと効率的かとか、そういったことをこれから研究していくところですので、その状況によってはどういうところまでやってもらうかという具体的なことはまだ未定ということになります。

○委員（富田牧子君） 聞くところによると、大変安いもんで、調理業務に携わっている人の給料というか、大変安いということで余り人が居つかないとか、そういう話も聞いたことがあるんですけど、例えばそれで母子家庭になったときにそのことを仕事にして実際にやっついこうと思ってもなかなかそういうふうにはならないというふうに聞いているんですけど、そこら辺は実態はどうなんですかね。

○教育総務課長（細野雅央君） 今回、この P F I 終了後に向けていろんな各自治体ですね、既に民間でやっておる自治体の状況とか、その委託先の民間の、直接民間に聞いたわけで

はありませんが、その自治体を通していろいろ話を聞くと、決して今の公社の方の給与水準が安いというふうにはちょっと思っておりません。

むしろ、結構それなりに処遇はいいのかなという印象を持っております。

○副委員長（勝野正規君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 10 時 56 分

○副委員長（勝野正規君） それでは、会議を再開します。

協議事項 1. 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

先月の議会報告会において市民の皆様からいただいた意見のうち、教育福祉委員会所管のものをお配りしています。皆様方におかれましては、一読されたと思います。

また、今回のテーマ、災害への備えについての意見もありますが、この中でも当委員会所管の案件があれば、それも含めてその取り扱いについて御意見をいただきたいと思います。

要は、議会だよりに当委員会として対応した結果を載せたいという意向がありますので、その件を踏まえて御意見をいただければありがたいと思います。

○委員（富田牧子君） 私たちの委員会としても、m a n o については注視をしていくという目標というか、そういうのがあったと思うので、m a n o においてにぎわいづくりは達成しているのかという御質問がありましたけど、今議会の中で中村議員も質問されましたし、後で私もクッキングスタジオとか、それからそれはどうなっているということも聞いたわけですけど、実際のところをやっぱり市民の皆さんにお知らせしていくということは必要ではないかなと思うので、ぜひこのm a n o についてというところでうちの委員会としてはやったらどうかと思うんですけど。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

今、富田委員のほうからm a n o についてという御意見がありました。

私のほうも一言申し述べさせていただきますと、当委員会として重要課題は3つありました。そのうちの1つがm a n o の取り組み、運営についてでございました。

いわゆるm a n o の利用者が少ないのではないかということから、例えば先般の一般質問の資料をもらってききましたけれども、稼働率を先に言っておきますと、例えばクッキングスタジオですと 26.8%、健康スタジオが 53%、それから研修会議室の稼働率は 40%と。あと、中央児童センターなんかだと利用者はかなりふえています、この辺の利用率になっているということを踏まえながら、また一歩突っ込んで言うなら、例えば今度 1 月 25 日に議会改革特別委員会のほうであそこを利用して、子育て世代の方々とは意見交換会の開催によってm a n o の今後の運営のあり方について御意見いただくことになっていきますので、今後の運営

に生かすことのできる意見、アイデアを集めてますますの活気のある施設になるように取り組んでいきますとか、そんなような形で。

要は、議会だよりに今度は、今までですと注意していきますとか検討をしていきますというような表現でいきましたけれども、今回からはそういうふうじゃなくて、どう取り組みます、どう取り組みましたという結果を求めた、結果につながるような表現で出してくださいという議会広報特別委員会のほうから要望がございましたので、それに沿ってやっていきたいと思います。

とりあえず、多くは記事にできませんので、m a n o 1点についてやっていくということで御異議ございませんか。

そのほかあれば言うてください、遠慮なく。

○委員（山田喜弘君） どのくらいのボリュームで書けるものなんですかね、これ。

今、利用率を一覧表にすれば見てすぐ……。

○委員（富田牧子君） そんなに細かくは書けないですよ。

○委員（山田喜弘君） 書けないですか。

○副委員長（勝野正規君） 数行ということでございましたので。

○委員（富田牧子君） 済みません。今度、1ページなんですよ。見開きでやらないもので、1ページだけなんで縮小します。

○副委員長（勝野正規君） ということでございます。大変申しわけございません。

そのほかは、御意見。

○委員（山田喜弘君） m a n o について取り上げていただければいいと思います。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

そのほか御意見あれば。

〔挙手する者なし〕

ないようでございます。

私のほうから、イメージだけなんですけれども、議会報告会の中で利用が少ないという話がありました。それで、先ほど利用率のことも述べました。

それで、子育て世代と意見交換会を我々はやりますよ、それで今後のm a n o の運営に生かすことのできる意見・アイデアを集めますよと、それでますます活気がある施設になるように当委員会として取り組んでいきますというようなことで若干皆さんにお聞きしながらやっていきますけれども、5行、数行なんで、これぐらいを記載していこうと思いますけど、何かいいアイデア、言葉があれば教えていただければ、この場でもありがたいと思います。

○委員（川合敏己君） 利用率が低いという部分で、委員会として何をするというふうに。ちょっと済みません、お願いします。

○副委員長（勝野正規君） だから、子育て世代と意見交換をやって、ますます活気のある施設になるように意見をいただきながら取り組んでいくということです。

ちょっとファジーな部分がありますけれども。

○委員（川合敏己君） それでいいと思います。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

そうしましたら、本当に数行でございますので、今言ったことをもとにちょっと事務局の御協力を得ながらつくっていくということで一任させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

では、議会だよりの件は以上でございます。

あと、お手元の資料ナンバー7でございますように、当委員会の所管部分について議会報告会で意見が出ております。この取り扱いについて今後どうしていきますかということを一一つ潰していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、小・中学校区の見直しについてでございます。

○委員（富田牧子君） 済みません、やっぱり返事はしないとイケないと思うんですね。返事というか、それぞれについて。

でもここで全部やっているわけにもいかないの、これは多分ホームページに載せてあるんですよね、もう既に意見として。だから、その意見に対するアンサーの部分はこの委員会でやるというか、委員長にお願いするというか。

○副委員長（勝野正規君） そうですね。だから、全てのアンサーを出せるわけじゃないんで重立った部分について。

例えばmanoだったら今のようなアンサーが出せると思いますし、そのほかにも……。

○委員（富田牧子君） だから、聞いて答えを出すということですよ。その学区の話だったら、一応教育委員会に聞いてもらって見直してほしいということで、それはちょっと無理ですよとか、何かもうちょっと上手な言葉で。

これをやっていかないと、1つはやっぱり意見はいろいろ意見を聞いても何の答えもないという不満が非常にたくさん市民の方からはやっぱり寄せられておりますので、言っただけじゃなくて、だめならだめでもいいから答えは欲しいと言われるんですけど、それはやっていく必要があると思うんですけど。

○委員（山田喜弘君） ただ、これ議会報告会の際に答えているものもあるので、それはそれで問いと答えが出るんじゃないですか。そういうふうに答えている。

○委員（富田牧子君） どれの。

○委員（山田喜弘君） いや例えば。わからんで。その報告書には答えがないのであれなんですけれど、録音には残っているんじゃないですかね。残っているとして、それでいいのか、それともこの教育福祉委員会として見直しをしてほしいと言われたときに答えをつくれますか。

いや、議会の答えですよ。そんなことは無理ですよ。

○議会事務局書記（田上元一君） 今、教育福祉委員会所管事務事項調査ということで3点、さっき富田委員がおっしゃった学校二期制についてと地域包括ケアシステムの推進について、

それからm a n oについてということが継続してあると。

それで、広報の話はその継続調査の中の一つですから、m a n oについてやりましょう、それはオーケーです。それで、例えば皆さんのいろんな意見が出た中で、じゃあその教育福祉委員会として継続事項として取り上げて研究したり、あるいは調査をしたりするものがあるようでしたら、ここからピックアップして委員会で継続して調査していきましょうねというようなイメージではほかの委員会では話をしていますので、皆さんがおっしゃることはそのとおりなんですけど、委員会としての役割としては、市民の皆さんからの意見をどうその委員会の中でたたいていくのか、あるいは継続的に協議していくのかというところがきょうの趣旨ではないかなと思いますけど。

山田さん、そういうことですよ。おっしゃりたいことは。

○副委員長（勝野正規君） 局長、御助言ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思えます。

それで、何か当委員会として重点的にピックアップできるものがあれば。

今、m a n oについてということで、これ1点で総括しちゃってもいいのかなと思いますけれども。

○委員（川合敏己君） m a n oは本当に今年度オープンして、市としても40億円以上かけてつくった施設でもありますし、また子育て世代に集ってもらいたいということでそういった思いもあつての施設でもあると思います。

市としては大変重要な施設でありますので、その1点取り上げていくぐらいでとどめておいたほうがいいのかというふうにはちょっと私は思います。

例えば小学校区の見直しについてなんていうのは、じゃあこの委員会で。規模適正化の報告書は教育委員会のほうから出されました。けれども、実態とはちょっとかけ離れている地域等々もございしますが、それは教育委員会の中で今後やっぱりきちんと協議していかなきゃいけないし、あとこれ親さん、例えば校区を分けるというような話になったときに、結構私は繊細な問題だと思うんですね。なかなかちょっとここで見直してほしいということで話があったのならば、例えばこれは大変重要な課題として執行部のほうに申し伝えるという、私はもうそういうレベルじゃないとできないんじゃないかなというふうには思うんですね。ですので、全てに答えを出していくということであれば、そういった答え方も含めてやっていかないと前に進みづらいんじゃないかなと思いますが。これは私の個人的な意見です。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

今、m a n o 1つに絞って取り組みについてということで注視していくということかなと、その程度にとどめてはどうですかという話ですけども、それでよろしいでしょうか。

○委員（富田牧子君） いつもそういう話になりますので、一度本当に議会報告会の実施会議できちっとこの問題についてどうしていくべきかということ、答えを出すと言ったらおかしいですけど、そうしたら例えば今さっきそこで回答をしたのがいいじゃないかというふうなこともありましたけど、どれが回答してあってどれが回答していないかわからないもので

報告書の書き方ももうちょっと考えてもらわなきゃいけないし、報告書に書いてあるからこのようにこうやってずっと出てきているわけなので。

一方で、きちっと意見でちゃんと言ったのに何も返ってこないという不満は本当にありますので、そういうことについて議会報告会はどうやっていいのかということをやっとそっちへ差し戻して考えてもらうということではどうですか。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

○委員（川合敏己君） 私も、多分このどれが答弁できていて、どれが答弁できていないのかというのは、こういうLGBTについてのようないくつか書かれ方がしていると、これはもう答弁がなされてクリアしているのかなというふうにも見られますし、私も今の富田委員の意見には賛成です。

もう少し、その報告書の書き方をきちんと決めて、答弁ができたこと、できないこと、できないことはきちんと何ができなかったのかをクリアにして、それを取り上げるべきかどうかを話しして、それで取り上げるということであれば、それに対しての回答を委員会できちんと出してあげるといえるのが必要かなとは思いますが。

○委員（山田喜弘君） もう一度確認というか、事務局長が整理してもらったことの話にはなっていないような気がするんですけど、これ。

教育福祉委員会所管のことについて、こういうふうに問いがありました。でも、きちんと事務調査をしてどれを取り上げるのかということ。それについては、答えが出ているやつもあるし、出ていないのもあるので、なら、きょう今は何をやる、答えを出していくのかということ。

局長が他の2つの委員会に出ていて、ここと今違っていることをもう一度整理してもらえるといいんだけど。

○議会事務局書記（田上元一君） 例えば、きのうの建設市民委員会ですと、たくさんの意見が出た中で建設市民委員会は5つ所管事務調査がございました。

それで、いろんな意見があったんですけども、今その建設市民委員会で取り組んでいる5つの事項に新たに追加をして委員会として取り組んでいくものはあるのか、それは特にございません。この意見の中にもそういうものはあったので、この5つを継続してやってみようという、きのうは答えになっていますので、その手法であるとする、じゃあこの幾つか出た中で今教育福祉委員会の所管事務調査事項になっている学校二期制、それから地域包括ケアシステム、それから子育て健康プラザman oの3つについてはもちろん継続して今皆さんが研究していらっしゃるわけですけども、そこに例えば議会報告会が出た意見の中で、新たにここに加えてやっていくものもあればチョイスをしてやっていったらどうですかというのをこの場で皆さんの意見の中で決めていただくといいと思いますし。

それで、それからさっきの富田委員がおっしゃったことはおっしゃったことで違うルールでという形になるので、委員会の中ではそういうサイクルとしてはそういうことではないの

かなというふうに事務局としては認識をしています。以上でございます。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

要は、当委員会としての3つ課題、重点事項を設けてきて、それに追加していくべきか、そうじゃないかということの判断と、あとは議会報告会、これはやっぱり所管委員会で質問があったものの回答を市民に返さなければならないでしょうということがあるんで、それは議会報告会実施会議のほうでもう一度もんでいただくというような方向へ行っているかなと思っておりますけれども、それでよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら、とりあえずまず当所管委員会、今資料7にあります部分で新たに追加して事務調査していく、追加していくものがあるようでしたら意見を述べていただければありがたいと思います。

なしならなしでも、これ以上はというのも意見でいいと思いますけれども。

○委員（川合敏己君） この中でいえば、私はm a n oに関しては既に所管で注視していくということで取り上げていますので、この部分だけはもちろん注視していくことで継続していくんですけども、ほかの部分というのは一つ可能性としてあるのは小・中学校区の見直しというのは確かに減っているところ、ふえているところがあって、本当に規模適正化なのかという議論もあるかもしれませんので、もし取り上げる材料とするならばこの部分については委員会として取り上げていく可能性もあるかなというふうには思いますけれども、現時点では教育委員会は今の体制でいきたいような趣旨を私は一般質問の中で聞きましたので、とりあえずはm a n oについてのみにいいのではないかなというふうに思います。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

そのほか、御意見。

〔挙手する者なし〕

御意見もないようでございますので、少しまとめさせていただくと、とりあえず今3つの重点事業、二学期制と地域包括ケアシステムとm a n oの3つの重点課題として取り組んでいくということで、新たに追加ということはなしという方向性でいくと。

議会報告会に対しましての座長のほうに、うちのほうからやっぱり様式を統一して市民へフィードバックできるような形をとっていただけるとありがたいということを申し伝えておきます。

そんな形でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

そのほか、委員会として何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時20分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 12 月 12 日

可児市教育福祉委員会副委員長